

愛媛県里親支援センター運営業務委託仕様書

1 業務名

愛媛県里親支援センター運営業務

2 業務の目的

本県では、平成29年に国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、令和元年3月に「愛媛県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養護を必要とする子どもについては、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制を整備する方針の下、里親委託の推進に取り組んでいるところ。

このような中、令和4年改正児童福祉法により、里親支援事業に加え、里親及びファミリーホーム養育者、その養育される子ども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設に位置付けられ、令和6年4月に施行される。

本業務は、里親支援センターとして、里親制度の周知啓発を一層促進するとともに、里親のリクルートや研修、子どもと里親のマッチング、相談支援など、子どもの生活環境の安定を最優先に、子どもと里親に寄り添った包括的な支援を一貫した体制の下で実施するものである。

本業務の実施を通じて、より多くの里親を確保するほか、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現・維持するとともに、里親と子どもが地域社会で孤立しないよう、関係機関による支援ネットワークを形成することで、子どもの最善の利益の実現を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 業務区域

県内全域※

※支援を担当するリクルート対象者及び既登録里親については、契約締結後、県本庁担当課及び児童相談所と協議の上、決定する。

5 里親支援センターの設備及び職員配置

(1) 設備

- ①事務室
- ②相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
- ③研修を実施できる会議室（賃借可）その他事業を実施するために必要な設備

(2) 職員配置

以下に掲げる者を計4名配置すること。なお、これらの者はすべて専任かつ常勤職員とし、任用要件はそれぞれの職に規定するところによる。

①里親支援センターの長（1人）

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援セン

ターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親若しくはファミリーホーム養育者として5年以上の児童の養育経験を有する者、又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に限る。以下同じ。）において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 愛媛県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

②里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）（1人）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親若しくはファミリーホーム養育者として5年以上の子どもの養育経験を有する者、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、愛媛県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ただし、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る。

③里親等支援員（1人）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親若しくはファミリーホーム養育者として5年以上の子どもの養育経験を有する者、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、愛媛県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④里親研修等担当者（里親トレーナー）（1人）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親若しくはファミリーホーム養育者として5年以上の子どもの養育経験を有する者、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、愛媛県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(3) 職員配置の加配

県の予算の範囲内において、支援対象の登録里親世帯数が61世帯から20世帯増える毎に里親等支援員を1人ずつ加配できるほか、以下の職員（資格要件及び業務内容はこども家庭庁が定めるところによる）を加配できる。

①心理療法担当職員

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置し、支援を行うもの。

②自立支援担当職員

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、支援を行うもの。

③家庭支援専門相談員

虐待等を理由に里親委託を受けている子どもの親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う家庭支援専門相談員を配置し、支援を行うもの。

④その他

施設機能の強化を図るため、こども家庭庁が定めるところにより担当職員を配置し、支援を行うもの。

6 支援対象者

里親支援センターの支援対象者は以下の者とする。

- ①里親及びファミリーホームの養育者並びにその従事者
- ②里親又はファミリーホームに委託されている子ども（措置延長者を含む）
- ③里親又はファミリーホームに委託され、委託解除後も特に支援が必要な子ども・若者
- ④里親になろうとする者

7 業務内容

里親支援センターは、里親等に対する支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の業務をすべて実施するものとする。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

①目的

里親制度及び特別養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のため、里親制度等への社会の理解を深め、広く一般家庭から里親となることを希望する者及び養子縁組によって養親となることを希望する者を確保するための積極的なリクルート活動を展開する。

また、里親登録希望者に対しては、里親登録の手続き等に関するガイダンスや登録前の調査を行い、里親登録へとつなげる。

②内容

ア 里親経験者や学識経験者等による里親制度等に関する講演会の開催等の里親制度等の広報活動

創意工夫を凝らしながら、より柔軟かつ戦略的な広報活動を展開すること。

(広報活動の例)

- 里親制度等の講演会や説明会、出前講座等の開催
- チラシやポスター等の作成・配布
- ホームページやSNS等による広報
- 地域情報誌やテレビ、ラジオ等による広報

- イ 里親登録希望者に対する電話相談や個別相談、ガイダンス
- ウ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査
- エ 里親の認定を審議する愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親専門部会に提出する書類の作成補助

③留意事項

- ア 講演会や説明会等の実施時期、回数等について、より多くの県民が参加できるように配慮すること。
- イ 一時保護委託やショートステイ等を含め、短期間の養育を行う里親の役割についても周知を図り、短期間の養育が可能な里親の掘り起しを図ること。
- ウ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査の結果については、報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。
- エ 里親登録前の面接調査等において、ショートステイ等の子育て短期支援事業の説明を行うとともに、受入れの可否を確認し、可能な場合には市町への情報提供の同意を得ること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

①目的

里親登録及び更新に必要な基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施するとともに、里親の養育技術の維持・向上を図るための研修等を実施する。

また、子どもが委託されていない里親（以下「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施し、更なる里親委託の推進を図る。

②内容

ア 養育里親研修及び養子縁組里親研修

養育里親及び養子縁組里親の新規登録希望者を対象とした「基礎研修・登録前研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。

なお、これらの研修については、合わせて1回の研修で実施することができる。

イ 専門里親研修（年1回）

専門里親の新規登録希望者を対象とした「認定研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。なお、研修については、県が適当と認める者に再委託することができる。この際、受講料部分について受講者に負担を求めないこと。

ウ 未委託里親トレーニング

未委託里親の養育技術の習熟度を向上させ、里親委託に結びつけることを目的に、トレーニングの受講希望者に対し、事例検討やロールプレイ、外部講師による講義、施設等における実習など、効果的なプログラムを企画・実施する。

エ その他のトレーニング

子どもを受託している里親の養育技術の向上や養育負担の軽減を目的としたトレーニング（例：フォスタリングチェンジプログラム）など、各種トレーニングを企画・実施する。

③留意事項

- ア 「養育里親研修及び養子縁組里親研修」及び「専門里親研修」の実施時期、回数、内容

等については、県と協議の上実施すること。

イ 未委託里親トレーニングの実施に当たっては、実施期間を通じて里親の養育技術の習熟度や課題、委託に関する意向等を把握した上で、未委託里親トレーニング報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

ウ その他のトレーニングを実施した場合は、実施状況や効果等を報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

(3) 里親等委託推進業務

①目的

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもを里親へ委託するに当たり、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

②内容

ア 登録里親家庭の状況一覧表の作成及び管理

担当する里親世帯における子どもの受託状況や委託可能の有無等に関する一覧表を作成の上、里親を支援する他機関等に確認しながら、これを随時更新し、児童相談所と共有する。

イ 子どもと委託候補里親とのマッチング

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもについて、児童相談所からの説明を基に、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親を選定し、児童相談所に書面で提案するとともに、委託に向けた調整又はその支援を行う。

ウ 委託開始前の面会・交流支援

児童相談所が決定した委託先候補者と子どもの委託前の交流支援を行う。

里親受託予定者に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の段階的な関係づくりを支援するとともに、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。

なお、支援の実施状況については、随時書面で児童相談所へ報告する。

エ 里親委託開始時の関係機関との連携

里親委託の開始に当たっては、里親やその家族、委託される子どもを地域で支援するため、児童相談所や里親支援専門相談員、里親が居住する地域の関係機関（学校、保育園・幼稚園、市町（子育て支援担当課や保健センター等）、民生委員等）と連携し、情報共有等を図ること。

オ 自立支援計画の作成等

里親又はファミリーホームに委託された子どもの養育内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成、定期的な見直し又はその支援を行うこと。

カ 未委託里親への支援

家庭訪問等により未委託里親の状況を定期的に把握し、委託が可能となるよう助言や指導を行うとともに、必要に応じて未委託里親トレーニングの受講を勧奨する。

キ 週末里親・季節里親の調整

児童養護施設等の子どもの週末里親・季節里親について、里親支援専門相談員等の施設職員と連携し、里親とのマッチング等の調整を行う。

ク 関係機関との連絡調整

関係機関の円滑な連携を図るため、里親支援センター、里親支援専門相談員及び児童相談所による連絡会を定期的又は臨時に開催し、情報共有等を行うこと。なお、連絡会の種類や構成等については、県と協議の上決定すること。

また、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討を行う県主催の会議に出席すること。

③留意事項

ア 子どもと委託候補里親の選定に当たっては、随時必要な情報を児童相談所に確認するとともに、必要に応じて助言を求めること。

イ 委託候補里親と子どもの委託前における面会や交流、外泊については、児童相談所や里親支援専門相談員等と連携しながら、適合性の確認を行い、最適な里親への委託となるよう努めること。

ウ 自立支援計画は、児童相談所の援助指針を基に、子ども及びその保護者並びに里親又はファミリーホーム養育者の意向を十分に尊重するとともに、里親支援専門相談員や児童相談所等の意見や協議を踏まえて作成し、児童相談所へ提出すること。

エ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親等に対する支援の内容並びに県が必要と認める事項について記載すること。

オ 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目標の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に見直しを行い、児童相談所へ提出すること。

(4) 里親等養育支援業務

①目的

里親やファミリーホーム養育者が子どもの養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

②内容

ア 里親等への訪問支援

子どもの委託を受けている里親等のほか、ショートステイやレスパイト・ケア、一時保護委託など短期間の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問して子どもの状況把握や里親等への助言、指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

イ 短期の養育を行う里親の選定等

ショートステイ等の子育て短期支援事業及び一時保護委託については、各市町や児童相談所と連携し、受入れが可能な里親の選定について協力をを行う。

また、里親等に対するレスパイト・ケアについて、里親等とこれを受け入れる里親やファミリーホーム、施設の間で調整を行い、申請書を取りまとめて随時児童相談所に提出する。

ウ 里親等の相互交流支援

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等の相互の交流会を定期的で開催し、情報交換や養育技術の向上を図るほか、里親子の交流を深める。

なお、交流会は、(2)②アの養育里親研修及び養子縁組里親研修に合わせて実施することができるほか、里親会との共催により実施することができる。

エ 親子再統合に向けた面会交流支援

児童相談所が親子再統合の判断をしている子どもに対し、保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うなど、里親と協力して、実親子の面会交流を支援する。

なお、交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、助言や相談等の支援を行い、その都度児童相談所に状況を報告する。

③留意事項

ア 本業務開始初年度においては、児相相談所職員や里親支援専門相談員の協力の下、支援を担当する里親等すべてに訪問又は面会し、信頼関係の構築に努めること。

イ 里親等への定期的な訪問について、児童相談所及び里親支援専門相談員との協議により訪問計画を策定すること。

なお、訪問について、里親等の養育状況や子どもの生育環境に特段の変化がない等の事情を勘案し、里親等と良好な関係にある里親支援専門相談員が単独で実施し、その内容の情報共有等を図ることをもって実施することができる。

ウ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や当該里親等による養育が不適切であると認められた場合は、速やかに児童相談所に報告すること。

エ 平日に相談することが困難な共働き世帯の里親等に対する相談支援を行うため、平日夜間や祝休日の相談や訪問にも柔軟に対応すること。

オ 里親等に緊急の事態が発生した際には、里親等が夜間祝休日を問わず常時連絡が取れる体制を整備するとともに、子どもの生命に重大な危険が生じる恐れや、緊急一時保護の必要性が高いなどの事情を察知した場合は、速やかに児童相談所に連絡し、連携して対応すること。

カ 里親等の相互援助活動については、県と協議の上実施すること。

キ 里親等の相互の交流会は、里親等が主体となって企画するものとし、児童相談所や里親支援専門相談員と連携を取りながら支援すること。

(5) 里親等委託児童自立支援業務

①目的

里親等へ委託されている子ども等又は里親等への委託を解除された子ども等に対し、委託

中からそれぞれの課題に応じた自立支援を行うとともに、委託解除後の継続的な状況把握と必要な支援を行うことにより、将来の自立に結びつける。

②内容

- ア 自立支援計画への助言及び進行管理
- イ 子どもの学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源等や他機関との連携
- ウ 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等
- エ 委託解除前からの自立に向けた相談支援
- オ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助
- カ その他子ども等の自立支援に資する業務

③留意事項

- ア 自立支援の実施状況について、毎月、児童相談所へ書面で報告すること。
- イ 社会的養護自立支援拠点事業者との連携を図ること。

8 業務運営体制

受託者は、業務の運営方針、職員の職務内容、支援の内容、金銭及び物品の管理状況、支援対象者の権利擁護に関する事項など、本業務の適正な運営に必要な規程を定めること。

9 守秘義務

里親支援センターは児童福祉施設に位置付けられることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2の規定により、児童福祉施設の職員としての秘密保持義務の規定が適用されることに留意すること。

また、法第11条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41の規定により委託を受けた者について、児童福祉法第11条第5項の守秘義務の規定が適用されることに留意すること。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保有、利用および管理について、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、同法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 研修等への参加

受託者は、本業務の実施に当たって職員に必要な知識・技術の習得、向上を図るための研修を受講させるほか、外部講師によるコンサルティングを受けるなど、良質な里親支援を提供するよう努めること。

12 事業計画書及び事業報告書の提出

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、県と協議の上、次に掲げる内容を記載した事業計画書を作成し、県に提出すること。

- ①事業実施期間
- ②事業実施体制
- ③事業実施計画及び実施スケジュール
- ④事業収支計画
- ⑤その他県が指示する事項

(2) 実績報告書

受託者は、支援実施年度終了後4月末までに、年間の事業実施内容や支援実績等を記載した実績報告書及び収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

13 区分経理

受託者は、本業務に係る経理と他の業務に係る経理を明確に区分しなければならない。

なお、事務処理に係る人件費や光熱水費など他の業務と共通する経費については、適切な基準により配賦すること。

14 関係書類の整備

(1) 書類の保管期限

受託者が作成した次の書類について、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

- ①本事業実施に係る収支に関する帳簿
- ②支援対象者に対する支援の記録
- ③その他本事業の実施に当たって作成した諸記録

(2) 委託業務終了時の引継ぎ

受託者は、委託業務を終了する場合、県の指示に従い、県又は県が指定する者に支援の記録その他必要な書類（データを含む）を適切に引き継ぐこと。

15 本業務全体の留意事項

(1) 児童相談所及び里親支援専門相談員との連携

児童相談所は里親登録及び子どもの委託に係る権限と責任を有することや、質の高い里親養育を実現する上で児童養護施設等との協議・調整が重要であることに留意し、本業務の実施に当たっては、児童相談所及び里親支援専門相談員と緊密な連携を図ること。

(2) 本業務の実施方法等について

上記7の業務内容の実施に当たっては、こども家庭庁が定める里親支援センターの業務に関するガイドライン等の内容を踏まえ、適切に実施すること。

また、本仕様書に記載がない里親支援に関する業務については、県と協議の上、効果的な業務の実施に努めること。

(3) 報告書等の様式について

児童相談所へ提出する報告書や自立支援計画等の様式については、県から別に示す。

(4) 著作権の取り扱い

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は、全て県に帰属するものとする。

(5) 再委託について

受託者は本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、本業務を効果的・効率的に行う上で必要な部分については、県と協議の上、再委託することができる。

(6) 本仕様書に定めがない事項の取り扱い

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、仕様書に明示のない事項で、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務とする。

(7) 本仕様書の記載内容の変更

県は、本業務に係る法令やガイドライン等の制定、改正等により本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、こども家庭庁が定めるところにより算定する委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(8) 本業務の実施に係る経費の取り扱い

本業務に付随して必要となる一切の経費は、すべて委託料に含める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。